【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（認可に係る最低資本金の額）

**第十五条の十一**　法第三十条の四第二号に規定する政令で定める金額は、三億円とする。

２　申請者が外国法人である場合において、法第三十条の四第二号の資本金の額及び同条第三号の純財産額を本邦通貨に換算するときは、法第三十条第一項の認可の申請の時における外国為替相場によるものとする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（認可に係る最低資本金の額）

**第十五条の十一**　法第三十条の四第二号に規定する政令で定める金額は、三億円とする。

２　申請者が外国法人である場合において、法第三十条の四第二号の資本金の額及び同条第三号の純財産額を本邦通貨に換算するときは、法第三十条第一項の認可の申請の時における外国為替相場によるものとする。

（改正前）

（見出し　新設）

**第十五条の三**　法第二十九条の四第二号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　法第二十九条第一項第一号の業務を営む株式会社　十億円

二　法第二十九条第一項第二号の業務を営む株式会社

イ　元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。以下同じ。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社で内閣府令で定める株式会社　三十億円

ロ　その他の株式会社　五億円

三　法第二十九条第一項第三号の業務を営む株式会社　三億円

（２　削除）

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

**第十五条の三**　法第二十九条の四第二号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　法第二十九条第一項第一号の業務を営む株式会社　十億円

二　法第二十九条第一項第二号の業務を営む株式会社

イ　元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。以下同じ。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社で内閣府令で定める株式会社　三十億円

ロ　その他の株式会社　五億円

三　法第二十九条第一項第三号の業務を営む株式会社　三億円

（改正前）

**第十五条の二**　法第二十九条の四第二号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　法第二十九条第一項第一号の業務を営む株式会社　十億円

二　法第二十九条第一項第二号の業務を営む株式会社

イ　元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。以下同じ。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社で内閣府令で定める株式会社　三十億円

ロ　その他の株式会社　五億円

三　法第二十九条第一項第三号の業務を営む株式会社　三億円

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

**第十五条の二**　法第二十九条の四第二号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　法第二十九条第一項第一号の業務を営む株式会社　十億円

二　法第二十九条第一項第二号の業務を営む株式会社

イ　元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。以下同じ。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社で内閣府令で定める株式会社　三十億円

ロ　その他の株式会社　五億円

三　法第二十九条第一項第三号の業務を営む株式会社　三億円

（改正前）

**第十五条の二**　法第二十九条の四第二号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　法第二十九条第一項第一号の業務を営む株式会社　十億円

二　法第二十九条第一項第二号の業務を営む株式会社

イ　元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。以下同じ。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社で総理府令で定める株式会社　三十億円

ロ　その他の株式会社　五億円

三　法第二十九条第一項第三号の業務を営む株式会社　三億円

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

**第十五条の二**　法第二十九条の四第二号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　法第二十九条第一項第一号の業務を営む株式会社　十億円

二　法第二十九条第一項第二号の業務を営む株式会社

イ　元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。以下同じ。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社で総理府令で定める株式会社　三十億円

ロ　その他の株式会社　五億円

三　法第二十九条第一項第三号の業務を営む株式会社　三億円

（改正前）

**第十五条の二**　法第二十九条の四第二号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　法第二十九条第一項第一号の業務を営む株式会社　十億円

二　法第二十九条第一項第二号の業務を営む株式会社

イ　元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。以下同じ。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社で総理府令・大蔵省令で定める株式会社　三十億円

ロ　その他の株式会社　五億円

三　法第二十九条第一項第三号の業務を営む株式会社　三億円

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

**第十五条の二**　法第二十九条の四第二号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　法第二十九条第一項第一号の業務を営む株式会社　十億円

二　法第二十九条第一項第二号の業務を営む株式会社

イ　元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。以下同じ。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社で総理府令・大蔵省令で定める株式会社　三十億円

ロ　その他の株式会社　五億円

三　法第二十九条第一項第三号の業務を営む株式会社　三億円

（改正前）

（新設）